

学校感染症と出席停止の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条) 令和 5 年 5 月 8 日改正

| 感染症 | 出席停止の基準 |
|-------------------|---|
| インフルエンザ | 発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の席が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| 麻疹 (はしか) | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| 風しん | 発疹が消失するまで |
| 水痘 (みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで |
| 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| コレラ | |
| 細菌性赤痢 | |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| 腸チフス | |
| パラチフス | |
| 流行性角結膜炎 | |
| 急性出血性結膜炎 | |
| 溶連菌感染症 | |
| ウイルス性肝炎 A 型・E 型 | 肝機能正常化後登校可能 |
| ウイルス性肝炎 B 型・C 型 | 出席停止不要 |
| 手足口病 | 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病) | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可能 |
| ヘルパンギーナ | 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 |
| 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がかいぜんされれば登校可能 |
| アタマジラミ | 出席可能 (タオル・ブラシの共用は避ける) |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | 出席可能 (多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける) |
| 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 出席可能 (プール・入浴は避ける) |